

令和 7 年門真市教育委員会第 5 回定例会

開催日時 令和 7 年 5 月 30 日（金）午後 2 時

開催場所 本館 2 階 大会議室

議事日程

- | | |
|-------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名委員の指名 |
| 日程第 2 | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 議案第 23 号 動産（門真市小中学校学習者用端末）の取得の申出について |
| 日程第 4 | 議案第 24 号 令和 7 年度教育費補正予算の見積り申出について |
| 日程第 5 | 議案第 25 号 門真市社会教育委員の委嘱について |
| 日程第 6 | 報告案件 門真市教育委員会教育長に対する事務委任規則第 4 条第 1 項第 1 号に係る報告 |
| 日程第 7 | 諸報告 |
| 日程第 8 | 議案第 26 号 令和 7 年門真市議会議案第 45 号「門真市立文化創造図書館条例の制定について」中、「門真市地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条第 1 項の規定に基づく職務権限の特例に関する条例の一部改正」に関する意見聴取について |

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 8 まで

出席委員

教育長	八木下 理香子
教育長職務代理者	澤田 京子
委員	松宮 新吾
委員	満永 誠一
委員	服部 雅俊

事務局出席職員

教育部長	水野 知加子
教育部教育監	峯松 大輔
教育部次長	大倉 善充
教育部総括参事	高山 拓也

教育部教育総務課長	十河	大輔
教育部教育企画課長	渡辺	廣大
教育部学校教育課長	太田	雅貴
教育部学校教育課参事	向井	祐樹
市民文化部生涯学習課長		
兼 門真市立図書館参事	清水	順子

八木下教育長 開会宣告 午後 2 時

日程第 1 会議録署名委員の指名

八木下教育長より 澤田 京子 委員を指名

日程第2 会期の決定

本日 1 目と決定

日程第3 議案第23号 動産（門真市小中学校学習者用端末）の取得の申出
について
説明者 十河教育総務課長

本件は、予定価格 2,000 万円以上の動産を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例、第 3 条の規定により、門真市長に申し出るものであります。

議案書 1 ページをご覧ください。取得する動産の内容といたしましては、門真市小中学校学習者用端末 7,128 台を 3 億 8,703 万 4,010 円で取得し、取得の相手方、大阪市港区磯路二丁目 21 番 1 号、令和 7 年度大阪府 G I G A スクール（ChromeOS）共同企業体代表構成員、日本電通株式会社 代表取締役社長 川副 和宏と契約を締結するものであります。

[全委員異議なく、可決]

[全委員異議なし]

〔議事録 省略〕

[報告案件終了]

歳出のご説明をいたします。議案書 3 ページをご覧ください。
（款）教育費、（項）教育総務費、（目）事務局費 648 万 1 千円の追加は、いじめ防止対策推進法に基づき、外部専門家で構成する審議会等により重大事態に係る全容を明らかにし、再発防止を図るため、所要の歳出予算を計上しております。

議案書 4 ページから 6 ページをご覧ください。本議案につきましては大阪府立門真西高等学校長 金沢 加代(かなざわ かよ)委員の退任に伴い、その後任として、大阪府立門真西高等学校長 大見 真一(おおみ しんいち)氏を社会教育法第 15 条第 2 項並びに門真市社会教育委員条例第 2 条及び第 3 条の規定に基づき委嘱するものでございます。

なお、任期は、前任者の残任期間とし、教育委員会の議決後から令和 8 年 7 月 31 日までとするものです。

[全委員異議なく、可決]

八木下教育長： 次に本来なら、日程第 7 の「諸報告」ですが、告示後に急施を要する案件がありましたので、日程第 8 を追加し先に審議してよろしいか。

[全委員異議なし]

日程第 8

議案第 26 号 令和 7 年門真市議会議案第 45 号「門真市立文化創造図書館条例の制定について」中、「門真市地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条第 1 項の規定に基づく職務権限の特例に関する条例の一部改正」に関する意見聴取について

説明者 十河教育総務課長

議案書 2 ページをご覧ください。

本件につきましては、「門真市立文化創造図書館条例」の制定を門真市議会が議決するにあたり、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 23 条第 2 項の規定に基づき、門真市議会議長から意見聴取があったため、同意する旨を回答するものであります。

議案書 8 ページ及び 9 ページをご覧ください。一部改正の内容と致しましては附則の 6 において、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条第 1 項の規定により、市長が管理し、及び執行する教育に関する事務の内、門真市立公民館、門真市立青少年活動センター及び門真市立生涯学習センターの設置、管理及び廃

止に関することから、その他の社会教育に関する教育機関の設置、管理及び廃止に関することに改め、その改正に伴い特定社会教育機関を社会教育に関する教育機関に改めることとしております。

なお、附則といたしまして、施行日を規則で定める日としております。

[全委員異議なし]

日程第 7

諸報告

番号 1 令和 7 年度学校基本調査の結果について
報告者 向井学校教育課参事

今年度の 5 月 1 日時点の教員数、児童生徒数等に関する「学校基本統計」の結果についてであります。

諸報告資料 1 ページは、小学校の基本統計のまとめになります。児童数につきましては、昨年度より 209 名減の 3,953 名になっております。学級数につきましては、昨年度から 9 学級減の 206 学級になっております。教職員数は、総計で昨年度より 1 増加の、357 となっております。内訳につきましては、資料のとおりです。教員の平均年齢は、40.5 歳でございます。2 ページは教諭の年齢構成であります。なお、62 歳以上の職員は、再任用教員です。

次に、3 ページは、中学校の基本統計のまとめになります。生徒数につきましては、昨年度に比べ 32 名の減少となり、2,205 名となっております。学級数につきましては、昨年度より 3 学級増の 92 学級となっております。教職員数は、総計 207 で、昨年度と同数となっております。内訳につきましては、資料のとおりです。教諭の平均年齢は、38.0 歳となっております。4 ページは教諭の年齢構成であります。なお、62 歳以上の職員は、再任用教員です。

5 ページ、6 ページは、各小・中学校の教員数、児童・生徒数の一覧であります。

—すべての報告が終了—

八木下教育長 閉会宣言 午後 2 時14分

門真市教育委員会会議規則第24条の規定により署名する。

門真市教育委員会

教 育 長 八木下 理香子

署名委員 澤田 京子